

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### 米国財務省による 2024 年グリーンブックの公表 デジタル資産に関する報告義務強化の提案

デロイト トーマツ税理士法人

2023 年 3 月 27 日号

2023 年 3 月 9 日、米国財務省は、財政年度 2024 年の歳入提案概説書「通称[グリーンブック](#)」（米国財務省ウェブサイト（英語、PDF））を公表した。2023 年のグリーンブックでは、FATCA 制度において協定参加国とデジタル資産に関する情報を交換することを目的に、米国金融機関に米国非居住者や米国非居住支配者を有する投資事業体によるデジタル資産の取引情報を報告することを明確化する法令整備の意向を示していた。今般公表された 2024 年グリーンブックでは、米国金融機関、ブローカー等に対して、デジタル資産を中心とし、米国非居住者である口座保有者についての報告義務の大幅な強化を提案している。本ニュースレターでは、当該提案の概要を記す。

#### 1. 背景

米国は、世界各国の政府との間に、情報交換に係る幅広いネットワークを確立しており、その関係性の下で得られた情報は、オフショアにおける租税回避に対する昨今の米国政府の取組みにおける成功の鍵となっている。FATCA においては、政府間協定を通じて相互の情報交換を行っており、米国外の金融機関にて保有される米国人口座の情報と引換えに、米国金融機関に口座を保有する米国非居住者の情報を提供している。ただし、現状では米国が提供する情報は、政府間協定にて求められる同等レベルの情報には及んでいない。

また、デジタル資産を利用した租税回避が急速に拡大しており、デジタル資産市場のグローバルな性質は、米国納税者が資産及び課税所得を隠し、さらには米国における税務報告までも回避する機会を与えていることが問題視されている。

#### 2. 提案

- ① 米国が互恵的租税条約、又は FATCA に基づく政府間協定を保持している国とのより堅固な互恵的税務情報交換を実現するため、以下の報告を米国金融機関に義務付ける。
  - 米国非居住者が米国内で保有する金融口座の口座残高
  - 米国非居住者が米国内で保有する金融口座へ支払われる非米国源泉所得
  - 米国非居住者が米国内で保有する金融口座に保管される資産の売却又は償還に伴う総受取額
  - 受動的事業体及びその実質的支配者となる米国非居住者に関する情報
- ② デジタル資産を利用した租税回避への対策として、米国非居住者、又は実質的支配者が米国非居住者である受動的事業体について、デジタル資産取引所等のブローカーにデジタル資産の売却に伴う総受取額の報告を義務付ける。米国はこれらの情報を入手することにより、政府間協定を通じて、米国人が米国外で行うデジタル資産取引の情報と交換することが可能となる。

- ③ 米国で申告義務を負う個人及び一定の事業者について、米国外のデジタル資産口座<sup>1</sup>に保有するデジタル資産の報告を義務付ける。この情報は、様式 8938「Statement of Specified Foreign Financial Assets（特定外国金融資産の報告）」<sup>2</sup>上で報告することを想定しているが、開示は納税者が外国口座又は資産の合計で5万ドル超を所有する場合のみ義務付けられる。

## おわりに

上記①、②は、米国の金融機関及びブローカー等が対象となり、2026年以後に提出される申告書に対して義務付けることを提案しており、③は、米国において申告義務を有する米国の個人及び一定の事業者が対象となり、2024年以後に提出される申告書に義務付けを提案している。これらの法令改正の提案は、日本の金融機関には直接影響を与えるものではないが、今後、ますます、FATCAに基づく情報交換、及び、デジタル資産についての情報交換の重要性が増していくことを、米国の財務省が示すものとなることから、今後の動向にも注視されたい。デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

---

1 米国外のデジタル資産口座（Foreign Digital Asset Account）：米国外のデジタル資産取引所、又はその他のデジタル資産サービス提供者が保持するデジタル資産を保有する口座

2 様式 8938：FATCA に基づいて、米国において申告義務を負う個人及び一定の事業者に義務付けられ、米国外の金融資産を米国当局に開示することを目的とする税務様式

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohatsu.co.jp">junko1.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
Email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301